

四日市市農委規程第1号

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

四日市市農業委員会

会長 藤谷克彦

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

四日市市農業委員会事務局規程（昭和36年農委規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織及び職制)</p> <p>第2条 事務局に、事務局長、事務局次長、副参事その他の職員を置く。</p> <p><u>2</u> 事務局長には四日市市商工農水部長を充て、事務局次長には商工農水部次長をもってこれに充てることのできる。</p> <p><u>3</u> 四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）第3条第2項の規定は、事務局にこれを準用する。</p> <p>第2条の2 事務局長は、会長の命を受け委員会に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p><u>2</u> <u>事務局次長</u>は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その</p>	<p>(組織及び職制)</p> <p>第2条 事務局に、事務局長、事務局次長、副参事<u>又は次長補佐</u>その他の職員を置く。</p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する職員のほか必要な場合には、事務局に参事を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> 事務局長には四日市市商工農水部長<u>又は商工農水部理事</u>を充て、<u>参事には商工農水部次長</u>を充て、事務局次長には商工農水部<u>農水振興課長</u>をもってこれに充てることのできる。</p> <p><u>4</u> 四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）第3条第2項の規定は、事務局にこれを準用する。</p> <p>第2条の2 事務局長は、会長の命を受け委員会に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p><u>2</u> <u>参事</u>は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を</p>

<p>職務を代行する。</p> <p>3 事務局次長は、事務局に関する事務を掌理する。</p> <p>4 副参事は、事務局次長を補佐して事務局の事務に従事し、次長に事故があるときは、その職務を代行する。</p>	<p>代行する。</p> <p>3 事務局次長は、<u>事務局長、事務局参事を補佐し</u>、事務局に関する事務を掌理する。</p> <p>4 副参事<u>又は次長補佐</u>は、事務局次長を補佐して事務局の事務に従事し、次長に事故があるときは、その職務を代行する。</p>
---	---

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(農業委員会事務局)